

金沢市商店街来街者利便施設整備事業補助金交付要綱

(平成8年4月1日決裁)

改正 平成15年4月1日決裁

平成23年4月1日決裁

第1条 この要綱は、本市の商店街の振興を図るため、商店街内の空地、空店等を借り上げ、活用を図る場合の経費に対する補助金を、毎年度の予算の範囲内において交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱において、「商店街」とは次に掲げる商店街団体をいう。

(1) 小売業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者が30人以上で形成されている商店街団体。

(2) 前号に掲げる商店街団体に準ずる商店街団体で、市長が特に認めるもの。

2 この要綱において、「空地」及び「空店等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 空地 商店街の街区内に位置し、現在使用されていない土地（駐車場、駐輪場整備に係る土地にあっては、隣接地区に位置するものを含む。）

(2) 空店等 商店街の街区内に位置し、現在営業を行っていない店舗及び非店舗（1階部分に限る。）

第3条 補助対象事業及び対象経費は、次の表に定めるところによる。

補助対象事業	対象経費
空地を借り上げて、ポケットパーク、イベント広場、休憩所その他のコミュニティスペース、来街者用駐車場又は来街者用駐輪場として活用を図る事業	空地の借り上げに係る必要経費
空店等を借り上げて、ギャラリー、ホール、休憩所その他の公共性の高い来街者の利便に供する施設として活用を図る事業	空店等の借り上げ、改装工事又は運営管理に係る必要経費

第4条 補助対象事業の期間は、3年度を限度とする。ただし、前条に規定する補助対象事業が、次の各号のいずれにも該当すると市長が認めるときは、当該期間を延長することができる。

(1) 非収益事業であること。

(2) 本市の施策に適合し、かつ、公益性の高い事業であること。

第5条 市長は、来街者利便施設整備事業を実施する商店街に対し、補助金を交付する。

2 空地の借り上げに係る補助金の額は、対象経費の2分の1以内の額とし、その限度額は、100万円とする。

3 空店等を借り上げ整備する場合の補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 借り上げに係る対象経費の2分の1以内の額とし、その限度額は、100万円とする。

(2) 改装工事に係る対象経費の2分の1以内の額とし、その限度額は、100万円とする。

(3) 運営管理に係る対象経費の2分の1以内の額とし、その限度額は、50万円とする。

第6条 この要綱の規定による補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産についての金沢市補助金交付事務取扱規則（昭和51年規則第38号）第20条の規定の適用については、同条第1項中「補助事業者」とあるのは「商店街」と、「補助金の交付の目的及び耐用年数を考慮して市長が定める期間」とあるのは「補助金を交付した日から5年」とする。

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年度分からの補助金について適用する。

附 則 (平成15年4月1日決裁)

この要綱は、平成15年度分からの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度分からの補助金について適用する。